



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 29 年 3 月号

《 所長便り 》

こんにちは。三上です。

東日本大震災から6年が経ちました。

全国各地で追悼式が行われていると思いますが、そんな時に私も悲しい報告です。

実は、先日3月4日の早朝に母、美由紀が亡くなりました。66歳でした。

3年ほど前に、子宮肉腫という病気を患いました。

初め母は、「がんだけど癌じゃない、よくわからないけど重い病気みたい」と言っていました。

私も、よくわからなくて、ネット等で調べてみると、癌とは皮膚や粘膜といった、上皮にできる悪性の細胞で肉腫とは、筋肉や骨、脂肪といった、内部にできる悪性の細胞のこと。

癌と肉腫をまとめて、がん(ひらがなのがん)と呼ぶそうです。

そして癌に比べ、抗がん剤も効きにくく、治りにくい病気であることが記載されていました。

その時は、ショックを受けましたが、手術をして肉腫を取り出し、抗がん剤治療をして、2年ほど比較的元気に過ごさせていましたので、このまま何もなく過ごしていけるのかなと思ったりしていました。

ところが、年明けくらいから、おなかに水分が溜まりだし、入院し、徐々に体力がなくなり、最後は、安らかに逝ってしまいました。

抗がん剤治療をした後に、転移の報告を聞き、もうこれ以上治療法もないです。とお医者様に言われていたので、ショックはありません。もう何回も覚悟はしていました。

だけどやっぱり遺影を見るたびに、いないことの実感というか、悲しさがこみあげてきます。

葬儀には、母の生まれの佐賀県より兄弟や従兄弟が来てくれました。おばあちゃんが入院中だそうです。同居のおじさんが、おばあちゃんには、美由紀が亡くなったことを伝えてないと言っていました。

おばあちゃんは、病院でも美由紀は元気とするかね？と気にかけているそうです。

おばあちゃんの悲しみは、多分、私の悲しみより大きなものなんじゃないかと思います。

最後に、私が税理士を目指したのは、小学校の時、実家でやっていた毛糸販売のお店に税理士さんが来ていて、母親が「税理士はいいねー。在庫も無くて、高い金額をもって行って。あんたも税理士になれば」という一言があったからです。

そして、今こうして頑張ってきたのは、母に褒めてほしかったのが、原点だったりしてと恥ずかしながら思ったりしました。

少しは自慢の息子になれたでしょうか。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《臨時休業のお知らせ》

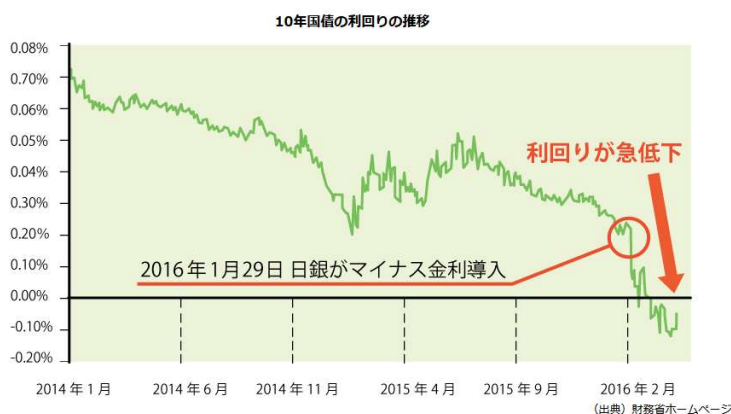
4月12日(水)は社内行事の為臨時休業とさせていただきます。皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご了承下さいませ様よろしくお願い申し上げます。

《 経営情報 》 文責：大久保

生命保険各社は、契約者から預かった資金の運用が難しくなっていることから、保険商品の値上げ・販売停止などを実施・検討していることをご存知ですか？

背景の1つ目は金利の低下です。

下の図は10年国債の利回りの推移です。日銀のマイナス金利政策導入を機に利回りが大きく低下し、マイナス利回りに突入していることがわかります。



マイナス利回りとは、国債で資金を運用しても、増えるどころか減ってしまうことを意味します。保険会社は運用利回りが低下している中でも、将来の保険金支払いに備えて一定の資金を運用して積み立てておく必要がありますので、値上げや販売停止などの対策が必要になってきています。

2つ目は国による標準利率の引き下げです。



金利の動向を受け、国は標準利率を現在の1%から、2017年4月以降0.25%に引き下げることを決定しています。

保険会社はこの標準利率を目安に保険料や予定利率を決めるため、生命保険各社は値上げ・販売停止などを実施、検討しています。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

こうした金利の低下・標準利率の引き下げを受け、2017年4月をめどに保険料の値上げが行われる可能性が高く、値上げ幅は1~2割程度と見込まれています。

対象は終身保険、年金保険、学資保険といった貯蓄型の商品が中心で、既に保険料の値上げを実施した保険会社もあります。

保険は余裕がある時に考える、という方もいらっしゃると思いますが、リスクに備えるためのものでもあります。これを機会に保険加入をご検討してみられてはいかがでしょうか。

《 今月の税務 》

- ・1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…3月31日
- ・7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…3月31日
- ・個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日

《 行楽日記 》 文責：磯谷

週末、家族で岡崎南公園へ行ってきました。この公園には遊園地、交通公園、スポーツ施設、梅林があり、ちょうど梅の花が見頃で多くの人で賑わっていました。

4歳の娘は遊園地に大喜びで、ティーカップやメリーゴーランドなど色々な乗り物をたっぷり楽しんだ後、梅林のある池のほとりで鯉や鴨にエサをあげました。一口食べるごとに面白がってずいぶんはしゃいでいました。



岡崎には他にもちょっとした動物園のある岡崎東公園や、桜の名所である岡崎城公園など観光スポットがたくさんあります。

皆さんも一度お出かけされてみてはいかがでしょうか。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info